

## よくある質問について

### Q 1 なぜ個別避難計画の作成支援を福祉専門職に依頼するのですか？

福祉専門職の方においては、普段から要支援者の支援に関わっており、普段の様子や心身の状態、災害時に必要と思われる支援内容など、多くの情報を把握しています。

そのため、要支援者の迅速な避難を確保し、実効性のある計画とするためには、計画作成段階から福祉専門職の方に関わっていただくことが大変重要です。

また、介護事業所及び障がい事業所においては、令和6年4月からのBCP（業務継続計画）の策定が義務付けられています。

個別避難計画を作成することで、利用者情報のみならず、災害時の避難行動や緊急連絡先の検討・把握、ひいては避難先における利用者へのサービス提供の一助となることが期待できます。また、近隣住民や町会など、地域との連携状況の確認や関係構築のきっかけとしても有用です。

### Q 2 行政（警察や消防）が救助や支援をしてくれるのではないのですか？

災害発生時の初期段階や大規模災害が発生した直後は、公的支援が十分に行えないことが考えられます。まずは、一人ひとりが災害時に備えた準備をしたり、自分や家族の身を守る「自助」が当然必要となりますが、災害時の迅速な安否確認や避難支援時には、地域で助け合う「共助」が非常に重要です。

内閣府の調査によると、阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の約8割が、家族や近所の住民等によって救出されたとのデータがあります。

個別避難計画の作成を通して、自助の力を高めるとともに、普段から地域住民等との関係構築をしておくことが大切です。

### Q 3 個別避難計画書を作成することで、避難行動要支援者名簿にも登録されるのですか？

本市では、名簿登録申請書と個別避難計画書を一体のものとし、様式第1号「弘前市避難行動要支援者名簿登録申請書」として定めています。

様式の表面には主に名簿登録に関する項目を、裏面には主に避難計画に関する項目をまとめており、それぞれ必要事項を記入して市に提出することで、名簿登録と計画作成を併せて行うことができます。

### Q 4 作成支援の対象者は、各事業所にランダムに振り分けられるのですか？

作成支援については、原則として、作成対象者の担当ケアマネージャーもしくは相談支援専門員に実施していただくことを想定しています。

したがって、作成対象者のケアプラン作成・相談支援を実施している事業所に対し、作成支援の依頼文書及び対象者リスト等を送付いたします。

**Q5 介護サービスと障害福祉サービスを併用している場合、どの事業所が個別避難計画の作成支援を行うのですか？**

個別避難計画は1人につき1計画となります。

作成対象者本人の意向を確認したうえで市が判断いたしますが、作成対象者本人の心身状況やサービス利用状況などを鑑み、事業所間で調整をお願いする場合がございます。

**Q6 市が実施する意向確認について、対象者が封筒の中身を確認しないまま返信しないことも考えられるが、事前に意向確認の実施対象者のリストも提供してもらえますか？**

意向確認を行う対象者のリストは、住民基本台帳等の情報をもとに作成しており、本人の同意なしに個人情報を提供することができませんのでご理解ください。

なお、令和6年度は優先度Aの方を対象に、10月末から11月中旬にかけて順次、意向確認書を発送いたします。（返信用封筒も同封）

支援を担当する利用者の中で、優先度Aに該当し、作成対象者になりそうな方がいる場合は、通常業務に支障のない範囲で、意向確認書が到着しているかどうかの確認をお願いいたします。（優先度の考え方についてはP3参照）

**Q7 意向確認書が届いた利用者から直接、計画作成支援をお願いされた場合、市からの依頼が届く前に作成支援を実施してもよいですか？**

作成支援を実施していただいて構いません。その際、意向確認書の返信を忘れないようにしてください。

後日、市から事業所へ対象者リストを送付しますので、ご確認ください。

**Q8 既に名簿登録している利用者については、支援の必要はありませんか？**

令和6年4月に個別避難計画書（様式第1号「避難行動要支援者名簿登録申請書」）を改正したことに伴い、令和6年8月に名簿登録者に対し新様式を個別に送付しております。

名簿登録者については、地域の民生委員・児童委員に作成支援を依頼しておりますが、民生委員による支援だけでは作成が難しい場合や、福祉専門職の方に対し相談があった場合にはご協力をお願いいたします。

**Q9 市から提供された作成対象者リストには載っていないが、計画の作成が必要と思われる利用者がある場合、計画を作成してよいですか？**

避難行動要支援者の要件に該当し、災害時の避難支援が必要な場合は、計画を作成していただいて構いません。

ただし、名簿登録及び計画作成、並びに関係者への個人情報の提供に関して説明し、必ずご本人の同意を得たうえで作成してください。

また、市では優先度に従って順次、個別避難計画を作成することとしております。作成支援に係る委託料をお支払いできるのは、市から作成支援を依頼した方のみとなりますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。